

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 9 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

令和 7 年台風第 22 号に伴う災害の
被災者に関する既往歴等の提供について

令和 7 年台風第 22 号に伴う災害により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者におかれては、かかりつけ医等の医療機関等で診療を受けることができず、他の医療機関等において診療を受ける際に、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

現在、「令和 7 年台風第 22 号に伴う災害に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（厚生労働省保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課連名事務連絡）により、被災した一部地域において「緊急時医療情報・資格情報機能」がアクティブ化されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の 4 情報での検索により、患者の薬剤情報等を把握することができます。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、このたび、災害救助法が適用された市区町村の所在する都道府県の国民健康保険団体連合会（国民健康保険団体連合会が対応できない場合にあっては、国民健康保険中央会。以下「国保連等」という。）においては、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療を速やかに提供するため、医療機関等及び保険者等からの照会に応じ、国保連等が保有する、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者の罹患情報等を提供

する事業を実施することとなりました。ついては、事業の実施について御了知いただくとともに、貴管内関係者に対する周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、国保連等が当該事業を実施するに際しては、下記の点に留意することとしております。詳細につきましては、各国保連等にお問合せ下さい。

記

1. 本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている情報を第三者に提供されることについて同意が得られていることを、当該被保険者を診療している医師等を介して確認する等の方法により適切に確認すること。なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）において、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要とされている。

2. 本人が閲覧しないことの確認

被災した被保険者本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、被保険者本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

診療報酬明細書等の提供を受けた医療機関等の名称、医師名、年月日、提供情報の概要等について、記録すること。